

日中サービス支援型グループホームの事業実施に関する
評価視点

令和7年4月

はじめに

日中サービス支援型グループホームは、常時介護を要する方に対し、常時の支援体制が確保される必要があり、障害者の重度化、高齢化に対応できる設備、体制及び外出や余暇活動等の社会生活上の支援の提供など、より質の高い支援体制が求められています。

1 能代市における日中サービス支援型グループホームの事業実施に関する評価について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）（以下、基準省令という）第213条の10において、日中サービス支援型グループホーム事業者は、都道府県知事が協議会に準ずるもの（以下「協議会等」という。）として特に認めるものに対して定期的に日中サービス支援型グループホームの事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない、と規定されています。

本市では、能代市地域総合支援協議会（および事務局会議）において、日中サービス支援型グループホーム事業者に対し、定期的な実施状況等の報告聴取、評価及び必要な要望、助言等を行ってまいります。

2 「日中サービス支援型グループホームの事業実施に関する評価視点」の位置づけについて

近年、日中サービス支援型グループホーム事業者は増加しており、事業者からの運営に関する相談も数多く寄せられていることから、事業所運営における資質の向上及び障害者の福祉の増進を図ることを目的とし、今般、本書である「日中サービス支援型グループホームの事業実施に関する評価視点」を作成するとともに、能代市地域総合支援協議会において事業者に提出を求める各種様式等を作成しました。

本書を参考に、適切な事業所運営を図っていただければ幸いです。

なお、本書は、能代市地域総合支援協議会における事業者の評価視点を示すとともに、事業者において、より質の高い支援の提供を行うことを目的とした、本市における技術的な助言であることを申し添えます。

日中サービス支援型グループホームの事業実施に関する評価視点

1 日中サービス支援型グループホーム事業者について

常時介護を要する者に対して常時の支援体制が確保されたグループホームであり、障害者の重度化、高齢化に対応できる設備や人員体制、利用者に必要な日中活動プログラムの提供体制及び外出や余暇活動等の社会生活上の支援体制が整えられているもの。

2 入居対象者について

通常のグループホームでの生活が難しい強度行動障害者や医療的ケアが必要な重度障害者、高齢障害者などの入居を想定している。

3 項目別評価視点

(1) 基本方針（基準省令第3条第3項、第213条の3関連）

求められる状態像
<input type="checkbox"/> 利用者の意思及び人格を尊重し、すべての職員が人権意識を持ってサービスを提供している。
<input type="checkbox"/> 求められる日中サービス支援型グループホーム事業について正しく理解し、適切な運営体制の構築に努めている。
<input type="checkbox"/> 重度化、高齢化のために日中活動サービス等を利用することができない利用者を受け入れられる体制が整っている。
<input type="checkbox"/> 相当な事情により受け入れる場合には適切な支援ができる体制が整っている。
<input type="checkbox"/> スロープ、手すり、点字、エレベーター、スプリンクラー、介護用浴槽、介護用寝台、車いす対応トイレ、オストメイト対応トイレなど、利用者の障害特性や利用者の重度化、高齢化に配慮した設備環境を整えている。

(2) 人材確保・育成のための取組み（基準省令第212条関連）

求められる状態像
<input type="checkbox"/> 従業者の資質向上のため、重度の障害特性や、高齢化に伴い発生するニーズ・課題等に対応できる研修体制を整えている。
<input type="checkbox"/> 特に、強度行動障害や、精神疾患に起因する不穏時、緊急時の対応方法（幻覚・妄想、希死念慮、自傷行為等）について正しく理解し、共有している。
<input type="checkbox"/> 職員のストレスマネジメントについて取り組んでいる。
<input type="checkbox"/> 離職防止、職員定着及び育成のための取組みを行っている。

(3) 日中支援の提供体制（基準省令第 213 条の 9 関連）

求められる状態像
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 機能低下を防止する取組みを行うなど、利用者ごとの課題や特性に対応した日中支援を行っている。<input type="checkbox"/> 外出や余暇活動等によって充実した地域生活が送れるよう、利用者ごとのニーズに対応した余暇支援を行っている。<input type="checkbox"/> 多様な障害特性による対人関係や集団生活における課題に対し、利用者の安全安心な空間を確保するための工夫をしている。<input type="checkbox"/> 利用者の日中活動系サービス事業所等と、必要に応じ情報共有を行い連携した支援体制を構築している。

(4) 家庭的な生活環境を確保するための取組み（基準省令 213 条の 3、8 関連）

求められる状態像
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 住まいとして生活を送るための必要な環境を居室に整えている。（例：エアコン、寝具、収納用具、カーテン等）<input type="checkbox"/> 管理的な印象を与えないよう、利用者の意志を尊重し、利用者を主体とした日常生活上の支援を行っている。<input type="checkbox"/> 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めている。

(5) 地域との交流状況（基準省令 213 条の 3、213 条の 6 関連）

求められる状態像
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 事業者が地域環境を把握し、地域住民と交流できる体制を確保している。<input type="checkbox"/> 地域との連携や地域交流の場への参加などを通して、利用者が居住の場として地域の中で暮らせる環境づくりに取り組んでいる。<input type="checkbox"/> 障がい者基幹相談支援センター、市福祉課、社会福祉協議会等の地域の関係機関と連携を図ることで、自らの事業所の活動について理解を促し、バックアップ体制の確保に取り組んでいる。

(6) サービスの質の評価体制（基準省令 210 条の 5、213 条の 9 関連）

求められる状態像
<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 入居前に利用者（及び家族）の意向や特性を十分に確認した上で、利用者（及び家族）の意思やニーズに基づいた契約を行っている。<input type="checkbox"/> アセスメントやモニタリングの際に、利用者の意に反したサービス提供や、提供の制限がされることのないよう、障害特性に応じた十分な意思決定支援を行っている。（話しやすい環境や時間の設定、十分な情報や明確な選択肢の提供、写真や映像などの本人が理解しやすいツールの使用、他者からの不当な影響を受けない配慮等の取組み）

- 地域連携推進会議を設置するなど、多様な視点を取り入れる仕組みを構築し、閉鎖的な支援とならない体制を確保している。

(7) **健康管理のための取組み（基準省令 212 条の 2、212 条の 4 関連）**

求められる状態像

- 必要に応じ、医師や看護師の訪問等による健康チェックや医療的ケアを提供できる体制を確保している。
- 必要に応じ、身体能力の維持・向上のためのサービスを提供できる体制を確保している。

(8) **食事の提供体制**

求められる状態像

- 身体機能や障害特性に応じ、十分な配慮及び見守り等の支援体制を確保している。
- 利用者の嗜好やアレルギーについて配慮したメニューを用意している。

(9) **人権の尊重、権利擁護のための取組み**

（基準省令第 3 条第 3 項、第 35 条の 2、第 40 条の 2 関連）

求められる状態像

- 人権を尊重した支援が行われているか定期的に自主点検している。
- カメラを設置する場合は、目的を利用者及び従業者へ説明し、利用者のプライバシーに十分に配慮して運用している。
- 必要に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護制度を活用し、連携した支援体制を構築している。
- 排泄・入浴を伴う介助や、居住エリア等については、利用者の性自認に配慮した支援体制に努めている。
- 苦情に関する相談窓口を設置し、苦情発生時はすみやかに事実確認を行い、必要な対応及び説明を行っている。
- 虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会を設置し、必要な体制の整備（虐待防止のための体制、発生後の検証及び再発防止策の検討など）に取り組んでいる。また委員会の開催については形骸化しないための工夫を行っている。
- 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための研修をそれぞれ年 1 回（合同開催可）以上実施し、障害者虐待及び身体拘束にあたる言動や、その防止のための措置についてすべての従業者が適切に理解している。
- 万が一、虐待（疑い）事案が発生した場合には、すみやかに通報・報告を行い、事実確認や再発防止に取り組んでいる。

※虐待（疑い）事案を認知した時→当該利用者の支給決定元役所・支所へ【通報】…①

※虐待事案が発生した時→①に加え、能代市役所福祉課へ【通報】、【事故報告書】を提出

(10) 事故対応の体制 (基準省令第 40 条関連)

求められる状態像

- 事故・ヒヤリハット発生時の職場内の連絡・報告体制を定め、職員に周知している。
- 事故・ヒヤリハット発生後に、原因究明や再発防止に係る職場内での協議を行い、職員間で共有している。
- 必要に応じ、適切に家族に連絡している。
- 市への報告を要する事故については、適切に事故報告書を提出している。
- 同一法人内で発生した事故及び虐待について、情報共有を行い、法人全体で運営の改善に取り組んでいる。

(11) 金銭管理の体制

求められる状態像

- 成年後見制度・日常生活自立支援事業等の活用、家族との役割分担等により、利用者の金銭を預かる必要のない体制づくりに努めている。
- 利用者の金銭を事業所で管理せざるを得ない場合は、預り金規程を作成し、事業所内で 2 人以上の職員が確認する体制を整備している。
- 金銭管理については、事業所内での適切な管理体制に加えて、適宜、本人・家族・後見人等に確認を得ている。

(12) 短期入所の実施状況

求められる状態像

- 緊急利用のニーズに対応できる体制を整備している。
- 入居前に、利用者の障害特性、衣食住に関する注意事項、服薬状況等を確認し、個別のニーズに応じた支援体制を確保している。
- 緊急時等に関係機関と相談・連絡できる体制を確保している。
- 継続して入居している他の利用者の支援に支障がないよう配慮している。

(13) 評価に対する対応 (基準省令第 213 条の 10 関連) ※2回目以降

求められる状態像

- 事業運営後 (年 1 回)、能代市地域総合支援協議会に対し実施状況等を報告し、必要な評価、要望、助言を受けている。
- 能代市地域総合支援協議会において受けた評価、要望、助言について適切に対応し、必要な改善に取り組んでいる。